

# 青森県国民健康保険運営方針（改定案）の概要

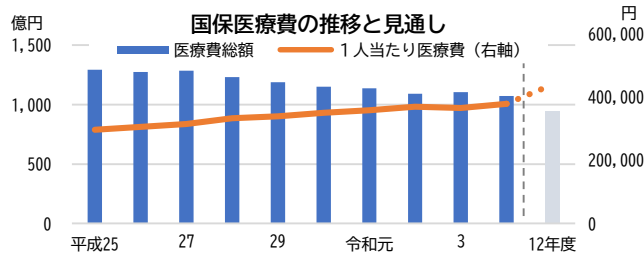
## 1 運営方針策定の趣旨等

- (1) 策定の趣旨：国民健康保険の安定的な財政運営及び国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進
- (2) 位置づけ：国民健康保険法第82条の2
- (3) 計画期間：現計画 令和3年4月～令和6年3月  
次期計画 令和6年4月～令和12年3月

## 2 現状

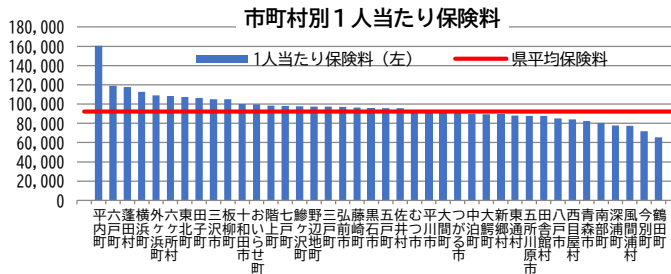
### 【国保医療費の見通し】

本県市町村国保の医療費総額は、被保険者数の減少に伴い減少する見込みであるが、1人当たり医療費は、医療の高度化や被保険者の高齢化等を背景に、増加傾向にある。



### 【1人当たり保険料】

令和4年度の各市町村の1人当たり保険料は、平内町（160,591円）が最も高く、最も低い鶴田町（65,285円）と2.46倍の格差が生じている。



## 3 これまでの検討状況

- (1) 市町村等連携会議 11月27日 素案説明・意見聴取
- (2) 国保運営協議会 第1回 12月22日 素案審議・了承

## 4 次期運営方針のイメージ

### 第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 被保険者数及び世帯数の状況・医療費の状況と今後の見通し

### 第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

- 県全体で被保険者間の受益と負担が公平化となるよう、県内のどの市町村に居住していても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となる「保険料水準の完全統一」の令和12年度開始を目指す
- 県・市町村等で構成するワーキンググループにおいて、「保険料水準の統一」に向けた課題検討を行う

### 第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- 収納率向上に向けた取組

### 第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

- レセプトの審査及び点検・第三者行為求償事務の取組・高額療養費の取扱い

### 第5章 医療費の適正化の取組に関する事項

- 医療費適正化計画と調和した取組

### 第6章 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営に関する事項

- 保健事業の取組・資格確認書の交付に係る取組

### 第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関係施策との連携に関する事項

- 各種計画との連携・市町村の役割や、市町村に対する県の役割と支援

## 5 今後のスケジュール

- (1) パブリックコメント期間 1月下旬～2月下旬
- (2) 国保運営協議会 第2回 3月中旬 諮問・答申